

別 紙

答申第149号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成30年11月27日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成25年1月1日以降の準仮停止事案処理簿（様式6号）」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成30年12月10日付けで公開決定等の期間延長を行った後、同月20日付けで条例第11条第1項の規定に基づき、次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

- (ア) 準仮停止事案処理簿（平成25年）
- (イ) 準仮停止事案処理簿（平成26年）
- (ウ) 準仮停止事案処理簿（平成27年）
- (エ) 準仮停止事案処理簿（平成28年）
- (オ) 準仮停止事案処理簿（平成29年）
- (カ) 準仮停止事案処理簿（平成30年）

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

上記アの各公文書中の

- (ア) 取扱者氏名（以下「非公開情報①」という。）
- (イ) 発生日、受理日、違反行為等の内容、意見の聴取・非意見の聴取の別及び処分執行月日（処分結果）（以下「非公開情報②」という。）
- (ウ) 被処分者氏名

エ 公開しない理由

条例第7条第2号（個人情報）に該当する。

- (ア) 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は条例第7条第2号ただし書ウに定める島根県情報公開条例施行規則（平成13年3月27日島根県規則第10号。以下「規則」という。）第3条に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書ア及びイに該当しないため。
- (イ) 処分を受けた者の当該処分に係る事案に関する情報であり、公開することで、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性があるため。
- (ウ) 処分を受けた者の氏名に関する情報であり、公開することで、特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性があるため。

- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成31年1月10日付けで島根県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成31年2月7日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

部分公開処分取消し、公開を求める。ただし、被処分者氏名を除く。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 公開しないとした部分は、公開しない理由の要件を欠いている。

イ 非公開情報①について

条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の職、氏名及び職務遂行情報を記載したものであり、「公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」及び「当該公務員等が規則で定める職にある場合」の両方の要件を充たした場合のみ、当該公務員の氏名情報が非公開となる。

取扱者である当該公務員が警部補以下の階級にある警察官及び相当職にある者の場合には、「その権利利益を不当に害するおそれ」を示さなければならないが、条例第7条第2号ただし書ウに該当する理由付記がされていない。

ウ 非公開情報②について

(ア) 「発生日」及び「受理日」について

「準仮停止事務処理要領」から一般に推測できる情報であり、「被処分者氏名」が公開されない限り、特定個人の識別情報とはなりえない。

(イ) 「違反行為等の内容」について

準仮停止事案のいずれかに該当することはいずれも構成要件に当たる当該被疑者の具体的な行動を示すものではなく、これが公開されても、当該被疑者を識別することにはつながらず、被疑者の権利利益を害するおそれはない。

(ウ) 「意見の聴取・非意見の聴取の別」について

出頭期日に出頭したか否かだけの情報であり、被処分者を特定できるものではなく、又、被処分者が意見の聴取で述べた内容を知ることはできない。

(エ) 「処分執行日(処分結果)」について

前歴回数と累積点数に関する情報ではないので、処分執行日(処分結果)を公開しても、被処分者の個人情報を知ることはできない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、運転免許課において、警察署等より運転免許証の準仮停止事案の発生の速報を受け、処分までの処理の顛末を明らかにするために作成する処理簿冊であり、被処分者氏名のほか、事案発生日、違反行為等の内容、処分結果等を記載したものである。

- (2) 以下の情報については、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し、部分公開とした。

ア 公開することにより、また他の情報と組み合わせることで、特定の個人が識別

され、または識別され得る可能性がある情報
イ 非公開情報として規則に定める、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成25年1月1日以降の準仮停止事案処理簿（様式第6号）である。

準仮停止事務処理要領の制定について（昭和50年1月10日島免第15号県警察本部長例規通達）によれば、準仮停止事案は、自動車等の免許を受けている県内在住の運転者による違反行為のうち、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第103条の2の規定による運転免許の効力の仮停止処分の対象事案とならない「酒酔い及び酒気帯び運転（建造物損壊、その他の物損事故を含む。）」、「酒気帯び運転による傷害事故で、被処分者の過失が一方的なもの」と規定されており、これらの事案を起こした運転者に対し、通常の事務処理手続によらないで迅速に意見の聴取を行い、運転免許の取消し又は停止処分を執行すること（以下「準仮停止」という。）により、悪質・危険な運転者を早期に道路交通の場から排除して交通の安全を確保するものとされている。

本件対象公文書は、前記4(1)のとおり、準仮停止事案の発生から処分までの処理の顛末を明らかにするために作成された処理簿冊であり、被処分者氏名のほか、事案発生日、違反行為等の内容、処分結果等が記載されている。なお、審査請求人は、前記3(1)のとおり、非公開情報①及び非公開情報②の公開を求めている。

(3) 非公開情報①について

実施機関は、本件対象公文書に記載された取扱者氏名について、条例第7条第2号ただし書きウの規則に規定する公務員の氏名であり、同号ただし書きア及びイに該当しないため非公開としていることから、当審査会として、同号該当性について以下のとおり判断する。

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（本号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（本号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

イ 条例第7条第2号該当性について

本件決定において非公開とされた取扱者氏名は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、本号ただし書きア及びイに該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、規則第3条で、「条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。この規定は、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非公開とするものである。

本件決定において、実施機関は、対象公文書に記載された取扱者氏名を確認し、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名については非公開としたと説明しているが、当審査会において対象公文書を見分したところ、取扱者の階級や職名は記載されていなかった。そのため、平成29年度及び平成30年度における松江警察署及び出雲警察署の事務分掌表を実施機関に提出させ、前記2(3)アの本件対象公文書のうち(カ)の記載内容を確認したところ、取扱者が警部補以下の階級にある警察官であることが確認できた。

その他の取扱者氏名についても、上記の実施機関の説明を疑わせるような事情は認められないことから、本件取扱者氏名は「当該公務員等が規則で定める職にある場合」にあたるものと認められ、本号ただし書きウに該当しないと判断する。

したがって、実施機関が取扱者氏名を非公開としたことは妥当である。

(4) 非公開情報②について

ア 実施機関は、本件対象公文書に記載された非公開情報②について、処分を受けた者の当該処分に係る事案に関する情報であり、公開することで、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性があるため、条例第7条第2号に該当すると主張している。

このため当審査会としては、非公開情報①と同様に、本号該当性について以下のとおり判断する。

イ 非公開情報②がそれぞれどのような情報と組み合わせることによって特定の個人が識別されるのかについて、当審査会から実施機関に補足説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

(ア) 発生月日について

請求のあった準仮停止事案処理簿には事故発生から処分執行までの所要日数が記載されていることから、取扱署と組み合わせることで（事案を特定され、これにより）特定の個人を識別される可能性がある。

(イ) 受理月日について

受理月日は、発生日日の翌日もしくは近接した日にちである場合が多いため、受理月日から発生日日を特定し得る。

(ウ) 意見の聴取、非意見の聴取の別について

被処分者が受ける行政処分について、90日以上免許停止の場合には本部長意見の聴取が、また、免許取消しの場合には公安委員会意見の聴取が行われる。意見の聴取については、被処分者の住所及び氏名が告示されるため、個人を識別される。

(エ) 処分執行月日（処分結果）について

処分を執行した月日を記入するため、告示と組み合わせることで個人を識別される。また、処分結果についても（90日以上免許停止や免許取消しから）意見の聴取、非聴取の別が特定できる。

(オ) 違反行為等の内容について

同欄に記載の4桁の数字は違反行為等を示すコードであるが、準仮停止対象事案は

- a 酒酔い及び酒気帯び運転（建造物損壊、その他の物損事故を含む。）
- b 酒気帯び運転による傷害事故で、被処分者の過失が一方的なもの
- c 超過速度が40キロメートル以上の速度違反
- d 停止中の無免許運転

に限られていることから、コードが示す違反行為は容易に推認され得るもので、告示と組み合わせることにより個人を識別される可能性がある。

ウ 実施機関の補足説明によれば、上記イ（ウ）の意見の聴取が行われる際の告示については、道路交通法第104条第1項の規定により「公安委員会は、第103条第1項第5号の規定により免許を取り消し、若しくは免許の効力を90日（公安委員会が90日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。次条第1項において同じ。）以上停止しようとするとき（中略）は、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、（中略）意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。」とされている。

また、道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）第39条第2項の規定により「法第104条第1項の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。」とされており、当審査会において見分したところ、当該告示の内容から以下の情報が公となる、もしくは推測され得ることが確認できた。

- (i) 処分者の氏名及び住所の一部
- (ii) 意見の聴取（本部長または公安委員会）の事実
- (iii) 意見の聴取の期日
- (iv) 処分結果（免許の取消しまたは90日以上免許停止）の別

エ 以上のことから当審査会としては、非公開情報②が、上記ウの(i)から(iv)の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別できる情報に該当するか否かについて、以下のとおり判断する。

(ア) 意見の聴取の告示（以下「告示」という。）について

前記ウのとおり、告示においては被処分者の氏名及び住所の一部が公となることから、これらの情報と組み合わせることにより特定の個人を識別できる可能性は高いともいえる。しかし、交通違反による行政処分については、道路交通法に基づき、自動車等の運転者の交通違反や交通事故に一定の点数を付け、過去3年間の累積点数等に応じて免許の停止や取消等の処分を行う点数制度が採用されており、準仮停止事案以外の交通違反であっても、行政処分前歴や違反点数によっては、道路交通法第104条第1項の規定に基づく意見の聴取を行うために、告示の対象となる場合もあるものと思料される。

このため、告示の対象について当審査会から実施機関に確認したところ、準仮停止事案以外の交通違反についても告示の対象となり得るとのことであった。また、告示の総件数についてもあわせて聴取したところ、年により異なるものの、準仮停止事案のうち告示の対象となった件数を遙かに上回っていることが確認できた。

上記のとおり、告示の対象は準仮停止事案に限ってはいないものの、告示により被処分者の氏名及び住所の一部が公となるという実態を踏まえ、前記ウの(i)から(iv)の情報と非公開情報②とを組み合わせる場合について、以下検討する。

(イ) 「発生日」「受理月日」及び「処分執行月日」について

告示は準仮停止事案の発生から処分執行までの間に行われることから、告示の年月日と、非公開情報②のうち「発生日」「受理月日」及び「処分執行月日」との間には、相互に関係性があるといえる。

また、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、前記イ(イ)の実施機関の補足説明のとおり、「受理月日」は「発生日」の翌日もしくは近接した日であり、本件対象公文書において、取扱署の名称及び事故発生から処分執行までの所要日数が公開されていることが確認できた。このため、「発生日」「受理月日」及び「処分執行月日」のうち、いずれか1つの情報が公開された場合には、他の2つの情報も特定され得ることから、取扱署の名称及び前記ウの(i)から(iv)の情報と組み合わせることにより、本件対象公文書に記載されている個別の準仮停止事案を特定される可能性がないとは言い切れない。

一方で、「発生日」「受理月日」及び「処分執行月日」を非公開とした場合には、対象公文書の記載内容が特定年の準仮停止事案であることは明らかではあるものの、上記(ア)のとおり、告示は準仮停止事案に限定されているものではないため、その内容から、個別の準仮停止事案を特定することは困難であるものと思料される。

以上のことから当審査会としては、「発生日」「受理月日」及び「処分執行月日」は、取扱署の名称及び前記ウの(i)から(iv)の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できる情報に該当すると認められるため、実施機関が非公開としたことは妥当であると判断する。

(ウ) 「意見の聴取・非意見の聴取の別」及び「処分結果」について

一方、非公開情報②のうち「意見の聴取・非意見の聴取の別」及び「処分結果」についても、前記イ(ウ)及び(エ)の実施機関の補足説明のとおり、相互に関係性があるといえる。

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、取扱署の名称は既に公開

されており、中には、管轄地域の人口が少ない特定の警察署において、特定の年の準仮停止事案が1件のみとなっている事例が認められた。

準仮停止事案処理簿における「被処分者氏名」は、必ずしも取扱署の管轄区域内の居住者に限定されないとしても、上記のような事例において、非公開情報②のうち「意見の聴取・非意見の聴取の別」及び「処分結果」を公開した場合には、被処分者が識別され得る可能性が高いものと思料される。このことについて、前記ウのとおり、告示により被処分者の氏名及び住所の一部が公開されていることからすれば、他の取扱署の場合であっても、告示の内容を知る者や特定の地域住民等に被処分者が識別され得る可能性を否定することまではできない。

以上のことから当審査会としては、「意見の聴取・非意見の聴取の別」及び「処分結果」は、前記ウの(i)から(iv)の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できる情報に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当であると判断する。

(エ) 「違反行為等の内容」について

非公開情報②のうち「違反行為等の内容」については、前記イ(オ)の実施機関の補足説明のとおり、違反行為等を示す4桁の数字コードであり、告示においても、違反の内容は公にされていないことから、当該コード自体を公開しても、特定の個人を識別できるとまでは認められない。

一方で、前記イ(オ)の実施機関の補足説明のとおり、準仮停止事案が4つの事案に限定されていることからすれば、実施機関が説明するように、当該コードが示す違反行為等の内容を推測できる可能性を否定することまではできない。このとき、管轄地域の人口が少ない特定の警察署の事例において「違反行為等の内容」が公開された場合には、上記(ウ)と同様に、被処分者が識別され得る可能性が高いものと思料され、他の取扱署の場合についても、上記(ウ)と同様のことがいえる。

以上のことから当審査会としては、本件対象公文書において取扱署の名称が公開されているため、「違反行為等の内容」は、取扱署の名称及び前記ウの(i)から(iv)の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できる情報に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当であると判断する。

(5) 条例第7条第2号ただし書きアについて

非公開情報②の条例第7条第2号該当性については、当審査会として上記(4)のとおり判断したところであるが、条例第7条第2号ただし書きアの規定によれば、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人に関する情報であっても例外的に公開することとされている。

しかし、過去に公表された情報であっても、公開請求の時点では何人でも知り得る状態に置かれていないのであれば、公開請求時に、非公開とすることにより保護すべき利益が存在しないものとして当然に同条ただし書きアに該当する、とは言い切れない。

このため当審査会としては、本件請求における非公開情報②の公開・非公開の判断において、告示により、過去の一定時点において上記(4)ウの(i)から(iv)の情報が公開されていたとしても、公開請求の時点では何人も知り得る状況に置かれていなかったことから、当該情報が条例第7条第2号ただし書きアに該当するとは認められず、上記(4)のとおり判断したものである。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

前記5(4)エ(ウ)及び(エ)で述べたとおり、本件請求において実施機関は、取扱署の名称を公開しているが、中には、管轄地域の特定の警察署において、特定の年の準仮停止事案が1件のみとなっている事例が認められたところである。

この点について、前記5(4)イ(オ)の実施機関の補足説明のとおり、準仮停止事案が4つの事案に限定されていることからすれば、取扱署の名称を公開すること自体によって、告示の内容を知る者や特定の地域住民等に被処分者が識別され得る可能性があるとも考えられる。

また、前記5(4)ウの実施機関の補足説明によれば、告示において、被処分者の氏名及び住所の一部が公とされているが、本件対象公文書では取扱署の名称が公開されているため、当審査会としても、告示の内容を知る者等の特定人により、被処分者が識別され得る可能性についても考慮したうえで判断せざるを得なかった。

むしろ、取扱署の名称を仮に非公開とした場合には、前記5(4)エ(ア)のとおり、告示は準仮停止事案に限定されているものではなく、被処分者の居住地に関する情報が推測されないとも考えられるため、原則公開という条例の基本理念からすれば、非公開情報②のうち、一部の情報については公開とする判断もできたものと思料される。

以上のことから当審査会としては、実施機関に対して、公開決定等にあたって対象公文書の内容を十分精査し、条例の趣旨を踏まえた上で決定するよう望みたい。

(諮問第170号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成31年 2月 7日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成31年 3月 7日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成31年 3月16日	審査請求人の意見書を受理
令和 3年 2月25日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 5月20日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 7月 1日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 7月29日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 8月26日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 9月30日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 3年11月 5日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 3年11月26日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和 3年12月24日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 2月24日 (審査会第10回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 3月17日 (審査会第11回目)	審議
令和 4年 5月27日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会